

第2号様式(第4条第2項)

習志野市福祉タクシー事業及び習志野市高齢者外出支援事業に関する 協定書

習志野市福祉タクシー事業及び習志野市高齢者外出支援事業について、習志野市(以下「甲」という。)と_____

(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(福祉タクシー協力機関)

第1条 甲は、習志野市福祉タクシー事業要綱(平成6年告示第93号)第2条第3号及び習志野市高齢者外出支援事業要綱(平成24年告示第157号)(以下「要綱」という。)第2条第1号の規定に基づき、乙を福祉タクシー協力機関とするものとする。

2 乙は、前項に基づき、重度心身障がい者等及び対象高齢者世帯等(以下「助成対象者」という。)の利用に供するためのタクシーを運行するものとする。

(助成方法)

第2条 甲は、助成対象者に、習志野市福祉タクシー券又は習志野市高齢者支援タクシー券(以下「タクシー券」という。)を交付して運賃等を助成するものとする。

2 乙は、助成対象者が、運行するタクシーを利用し、かつタクシー券を使用した場合、運賃等の一部に充当させるものとする。

(助成金)

第3条 甲は、乙に対し、福祉タクシー運賃助成金又は高齢者支援タクシー運賃助成金(以下「助成金」という。)として、タクシー券1枚につき500円を支払うものとする。

(請求)

第4条 乙は、タクシー券を月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、甲に助成金の

請求をするものとする。

(不正行為に対する処分)

第5条 甲は、タクシー券の取り扱いに当たり不正行為を確認した場合、乙に対し、福祉タクシー協力機関の協定を取り消すことができるとともに、助成金の一部または全部を返還させることができる。

2 協定申出書の内容に不備が生じ、甲からの改善の求めに対して、改善がされない場合は、甲は乙に対し、福祉タクシー協力機関の協定を取り消すことができる。

(協定期間)

第6条 福祉タクシー協力機関の協定は、 年 月 日から
年3月31日までとし、以後は、甲から取り消しの通知又は乙から取り消しの申し出がない限り、毎年度、協定期間を更新したものとする。

(協議)

第7条 本協定書について疑義を生じたときは、要綱の趣旨にのっとり、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

以上のとおり協定書を交換した証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市

市長 宮本 泰介

乙

印